

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年七月四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年五月十二日奈良県指令建第一一四―一六七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年六月十八日高土第一〇八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市南花内一四二番三の一部及び一四二番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市長尾三五一番地の四八

山下栄行